

**【新設】(保険業に係る自己資本の充実が図られるものの意義)**

**18-1-55** 規則第38条の19(銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算)の「保険業に関する規制により必要とされる自己資本の充実が図られるもの」とは、例えば、平成8年2月29日付大蔵省告示第50号「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」第1条第4項第5号イ(資本金、基金、準備金等の計算)に掲げる負債性資本調達手段又は外国におけるこれに相当するものに係るものをいう。

**【解説】**

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法6の2)。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率(15%)を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率(15%)に至るまで上乘せ(トップアップ)課税を行う仕組みである。また、この国別実効税率とは、所在地国を同一とする全ての構成会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額(国別調整後対象租税額)が、その全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額からその全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額(以下「国別グループ純所得の金額」という。)のうちに占める割合をいうこととされている(法82の2②一イ(3))。
- 3 この国別グループ純所得の金額の計算の基礎となる個別計算所得金額又は個別計算損失金額は、個別計算所得等の金額から算出することとされており(法82二十七・二十八)、この個別計算所得等の金額は、当期純損益金額を出発点として、その当期純損益金額に所要の加算調整又は減算調整を行うことにより計算される特例適用前個別計算所得等の金額に対し、特定の業種のみに関係する調整や特定多国籍企業グループ等の選択により適用することができる調整を行うことにより計算することとされている(法82二十六)。
- 4 この特定の業種のみに関係する調整の一つとして、銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算が規定されている(令155の22)。

銀行の自己資本比率規制におけるいわゆるその他 Tier1 資本は、多くの財務会計基準において純資産として取り扱われる一方、一部の国又は地域の税制においては負債として取り扱われる場合がある。この場合、その他 Tier1 資本を満たすために発行された金融商品に係る金銭等の分配は、その発行者である銀行にとって財務会計上は配当として取り扱われる一方で、税務上は支払利子として取り扱われることとなり、財務会計上の利益と課税所得との間に永久差異が生じ得る。本規定は、このことを踏まえ、次のとおり、個別計算所得等の金額の計算においては、一定の金融商品に係る金銭等の分配により生じた構成会社等の純資産の額の減少額を費用として取り扱い、分配を受けた構成会社等の純資産の額の増加額を収益として取り扱うこととするものである。

なお、保険業におけるいわゆる制限付き Tier1 資本についても、同様とされている。

(1) 特定金融商品に係る金銭等の分配を行った場合の構成会社等個別計算所得等の金額の調整

銀行等（構成会社等のうち、銀行、保険会社若しくはこれらに準ずるもの又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）が、各対象会計年度においてその発行する特定金融商品(注)に係る金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）の分配を行うことにより純資産の額が減少した場合には、その対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、その減少した部分の金額のうち当期純損益金額に係る費用の額としていない金額をその対象会計年度の特例適用前個別計算所得等の金額から減算すること等とされている（令 155 の 22①）。

(注) 会社等が発行する金融商品のうち、あらかじめ定められた一定の事実が生じた場合に株式への転換が行われるもの若しくは元本の削減が行われるもの又はこれらに類するものであって、銀行業又は保険業に関する規制により必要とされる自己資本の充実が図られるものをいうこととされている（規 38 の 19）。

(2) 特定金融商品に係る金銭等の分配を受けた場合の構成会社等個別計算所得等の金額の調整

構成会社等が、各対象会計年度において銀行等が発行した特定金融商品に係る金銭等の分配を受けることによりその純資産の額が増加した場合には、その対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、その増加した部分の金額のうち当期純損益金額に係る収益の額又は利益の額としていない金額をその対象会計年度の特例適用前個別計算所得等の金額に加算すること等とされている（令 155 の 22②）。

5 ここで、上記 4 (1) (注) の「保険業に関する規制により必要とされる自己資本の充実が図られるもの」とは、具体的にどのようなものがこれに該当するのか明らかではない。

この点、この規定の趣旨は、保険のソルベンシー・マージン規制における制限付き Tier1 資本に係る財務会計上と税務上の取扱いが異なることによる差異を調整することであり、この制限付き Tier1 資本とは、具体的に、ソルベンシー・マージン規制における制限付き Tier1 資本をいい、また、我が国の保険業に関するソルベンシー・マージン規制においては、保険会社のソルベンシー・マージン規制に関する計算方法等は、平成 8 年 2 月 29 日付大蔵省告示第 50 号に反映されている。

そこで、本通達では、平成 8 年 2 月 29 日付大蔵省告示第 50 号を参照し、上記 4 (1) (注) の「保険業に関する規制により必要とされる自己資本の充実が図られるもの」とは、平成 8 年 2 月 29 日付大蔵省告示第 50 号「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」第 1 条第 4 項第 5 号イに掲げる負債性資本調達手段又は外国におけるこれに相当するものに係るものをいうことを例示により明らかにしている。

6 なお、共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算については、構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算の規定が準用されているため（令 155 の 22③）、共同支配会社等についても本通達と同様に取り扱うこととなる。